4　前項の規定により記録の提供を求められた当該個人型記録関連運営管理機関以外の記録関連運営管理機関等又は連合会は、当該記録の提供を求める個人型記録関連運営管理機関に対し、求められた記録を提供するものとする。

第113条第１項中「個人別管理資産額」の下に「（当該個人型年金に係るものに限る。以下この条から第116条まで、第122条から第125条まで、第129条及び第135条において同じ。）」を加え、同条第２項中「個人別管理資産」の下に「（当該個人型年金に係るものに限る。以下この条から第116条まで、第122条から第125条まで、第129条及び第135条において同じ。）」を加える。

第132条中「又は継続運用指図者（企業型年金加入者の資格を喪失した後、企業型年金運用指図者又は加入者の資格を取得することなく法第64条第２項の申出をし（法第83条第１項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された後に当該申出をした場合を含む。）、かつ、継続して運用指図者である者（当該申出をしたときから継続して法第62条第１項各号に掲げる者に該当している者に限る。）であって、当該申出をした日から起算して２年を経過したものをいう。以下同じ。）であって、第４号から第７号までのいずれにも該当するもの」を削り、同条第１号中「60歳未満」を「保険料免除者」に改め、同条中第２号及び第３号を削り、同条第４号を同条第２号とし、同条第５号中「次に掲げるところにより計算した額が50万円（継続運用指図者にあっては、25万円）」を「イからハまでに掲げる額を合算した額からニに掲げる額を控除した額が25万円」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ　請求日が属する月の前月の末日における個人別管理資産の額

ロ　企業型年金加入者の資格を喪失した日までに事業主（企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあっては、事業主及び企業型年金加入者）が拠出することとなっていた掛金であって、請求日が属する月の前月の末日までに拠出していないものの額

第132条第５号ロの次に次のように加える。

ハ　法第54条第１項若しくは法第54条の２第１項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関に移換することとなっていた資産又は法第74条の２第１項の規定に基づき連合会に移換することとなっていた資産であって、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換されたものの額

ニ　法第３条第３項第10号に掲げる事項を企業型年金に係る規約で定めている場合にあっては、当該規約により事業主に返還されることとなる額

第132条第５号を同条第３号とし同条第６号中「（継続運用指図者にあっては、継続運用指図者となった日）」を削り、同号を同条第４号とし、同条第７号を同条第５号とし、同条に次の１項を加える。

2　前項第３号に規定する通算拠出期間を算定する場合において、同一の月が同時に同号に規定する企業型年金加入者期間及び同号に規定する加入者期間の算定の基礎となるときは、その月は、同号に規定する企業型年金加入者期間及び同号に規定する加入者期間のうち一の期間についてのみ、その算定の基礎とするものとする。

第133条第２項ただし書を削り、同項第２号を次のように改める。

二　法第62条第１項第１号に規定する保険料免除者であることを証する書類

第133条第２項第３号を削り、同項に次の３項を加える。

3　法附則第３条第１項の規定による脱退一時金の支給の請求を受けた個人型記録関連運営管理機関又は連合会は、次の各号に掲げる当該個人型記録関連運営管理機関又は連合会以外の記録関連運営管理機関等又は連合会に対し、必要に応じて、当該各号に掲げる事項を内容とする当該脱退一時金の裁定に必要な記録の提供を求めるものとする。

一　当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等　当該請求者の氏名並びに当該者に係る施行規則第15条第１項第１号、第２号、第３号（法第４章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）、第４号（過去に拠出された各月ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の有無に関する部分に限る。）、第７号、第８号（法附則第２条の２の規定による脱退一時金の支給の実績及び障害給付金の受給権の有無に関する部分に限る。）及び第11号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）に掲げる事項並びに令第60条第１項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項

二　当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会　当該請求者の氏名並びに当該者に係る第63条第１項第１号、第２号、第３号（法第４章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）、第４号（過去に拠出された各月ごとの掛金の有無に関する部分に限る。）、第７号、第８号（法附則第２条の２の規定による脱退一時金の支給の実績及び障害給付金の受給権の有無に関する部分に限る。）及び第11号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）に掲げる事項並びに令第60条第１項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項

4　前項の規定により記録の提供を求められた当該個人型記録関連運営管理機関又は連合会以外の記録関連運営管理機関等又は連合会は、当該記録の提供を求める個人型記録関連運営管理機関等又は連合会に対し、求められた記録を提供するものとする。

5　法附則第３条第２項の規定に基づき脱退一時金の裁定を行った個人型記録関連運営管理機関又は連合会は、第３項の規定により提供された記録に基づいて脱退一時金の裁定を行った場合は、当該記録の提供をした当該記録関連運営管理機関又は連合会に対して脱退一時金を支給した日を通知するものとする。

第135条中「個人別管理資産額」を「当該個人別管理資産額」に改める。

第136条に次の１項を加える。

2　法附則第３条第１項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第54条第２項及び法第54条の２第２項の規定により法第33条第１項の通算加入者等期間に算入された期間がある者又は法第74条の２第２項の規定により算入された法第73条の規定により準用する法第33条第１項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第３条第５項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第54条第２項及び第54条の２第２項の規定により第33条第１項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあっては、当該期間を含む。）」と、「個人型年金加入者期間」とあるのは「個人型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第74条の２第２項の規定により算入された第73条の規定により準用する第33条第１項の通算加入者等期間がある者にあっては、当該期間を含む。）」とする。

第143条中「加入者等の」の下に「個人型年金の」を加える。

第156条中「次の各号又は」を削り、同条各号を削る。

第160条及び第163条中「第156条各号」を「第63条第１項各号」に改める。

第12章の２の章名を次のように改める。

第12章の２　加入者となった者の確定給付企業年金等からの脱退一時金相当額等の移換

第167条中「明治22年」を「明治29年」に改める。

第168条の次に次の１条を加える。

（啓発活動等）

第169条　連合会は、個人型年金についての啓発活動及び広報活動を行う事業を実施するものとする。

附　則

（施行期日）

第１条　この規約は、平成29年１月１日から施行する。ただし、附則第13条の規定は、この規約の公告の日から施行する。